Title	我が国における企業不正事例(9)
Author(s)	吉見, 宏
Citation	經濟學研究, 48(1), 58-75
Issue Date	1998-06
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/32109
Туре	bulletin (article)
File Information	48(1)_P58-75.pdf



<研究ノート>

我が国における企業不正事例 (9)

吉 見 宏

前号までの目次

- 1. はじめに――企業不正事例研究の意義
- 2. 事例 大光相互銀行
- 3. 事例 KDD (以上 本誌第45巻第2号)
- 4. 事例 興人
- 5. 事例 不二サッシ工業・販売

(以上 本誌第45巻第3号)

- 6. 事例 リッカー
- 7. 事例 平和相互銀行 (以上 本誌第45巻第4号)
- 8. 事例 日東あられ
- 9. 事例 イトマン (以上 本誌第46巻第1号)
- 10. 事例 日本コッパース
- 11. 事例 マクロス (以上

(以上 本誌第46巻第2号)

- 12. 事例 アイペック
- 13. 事例 イトーヨーカ堂

(以上 本誌第46巻第3号)

- 14. 事例 雅叙園観光
- (以上 本誌第46巻第4号)
- 15. 事例 大和銀行・住友商事

(以上 本誌第47巻第3号)

16. 事例 日本商事

16. 1 事例の概要

日本商事は大阪に本社を持つ、製薬および薬品卸売会社であり、大阪証券取引所第2部上場の企業である。本事例は、同社のインサイダー取引にかかる事例である。

同社は1920年にフィリピン・マニラで創業した,中島茂商店の大阪支店を39年に改組して始まった。医薬品卸業界では1993年度で業界第4位と大手であるが、卸業のみならず医薬品の製

造をも行っていることが特徴的である。近年では、利益幅の大きい自社製造製品、特に新薬の開発に傾注してきた。93年7月、同社はかねて開発中の抗ウィルス剤、ソリブジンを他社と共同で「ユースビル錠」の商品名で発売することを発表したり。この薬は86年から臨床試験を重ねてきたもので、従来のものと比べて少量で効果があるものであった。しかし、臨床試験中の87年12月にある種の抗がん剤との併用による副作用で死亡者を出しており²、製造販売にあたってはその副作用情報を製品に注意書きし、上記の抗がん剤との併用を避けるように呼びかけた。

日本商事は、ソリブジン発売の前月である93年8月に、次年3月期の決算見通しを発表した。それによれば新薬の販売が奏功し、過去最高益になる経常利益80億円程度となる予想であった。このうち、ソリブジンの発売によって15億円程度の貢献があると見込まれていた³。株式市場も同社のソリブジン発売を好感を持って受けとめており、株価も8月下旬から9月上旬にかけて3,200円前後で推移していた⁴。

ソリブジンは 9 月 3 日に発売された。株価もその後上昇し、 9 月 28 日に年初来高値となる 3,560円をつけたあと、3,500円前後で推移する。ところが、同月20 日、日本商事に上記の副作用による死者の報告が入り、これは27 日に厚生省

^{1)『}日本経済新聞』平成5年7月31日朝刊。

^{2)『}北海道新聞』平成6年6月23日夕刊。

^{3)『}日本経済新聞』平成5年8月11日朝刊。

^{4)「}マネー全科」『日本経済新聞』平成5年8月23日朝刊。

へ口頭で報告されたが。同社では10月4日に社 内の幹部,担当者約30人で構成する新薬次課長 会議でこれを報告、6日に厚生省へ正式に文書 で報告した。これに対し、厚生省は緊急安全性 情報を出すよう日本商事に口頭で指示、同社は 9日に役員らで構成する特別対策仮本部を設置 し、内部情報管理規定に従ってこの問題を機密 とした6。そして11日にはソリブジンの出荷停 止を内定し、12日に緊急役員会を開いてこれを 正式決定する。同日午後2時、厚生省がソリブ ジンの副作用によってこれまでに死者3人が出 ていることを公表し、これを受けて大証は2時 20分に日本商事株の売買を停止した"。そして この段階で報道もなされることになったがい、 発表が午後の遅い時間であったため新聞報道は 翌日以降であり、いずれにせよ公表情報によっ て同日中に日本商事株を売買する余地はほとん どなかったことになる。ところが株価は12日に 入って急落しており、12日は3,150円で引け、 13日には2,660円まで下げた⁹⁾。12日には, 市場 ではすでに売り材料が発表されるという噂もあっ たという1000

さて、先述のように日本商事はソリブジンの発売にあたって副作用情報を製品に添付していたが、現実にはそれは医療現場に徹底していなかったことになる。同社はこの情報の徹底に努めることとしたが、その後も副作用による被害は拡大し、11月19日にはソリブジンの回収を発表するに至る。24日には、厚生省が10月末までの段階で14名の死亡例が出ていることを発表した""。株価は11月下旬に1,190円まで下がったが、

5) この日の株価は3,410円であり、その後さらに 上昇することになる(『北海道新聞』平成6年 6月23日夕刊)。 この後やや持ち直す。

上述のように、日本商事の株価は死亡例の公 表された10月12日に異常な動きを示していた。 このため, その翌日には, 大阪証券取引所が調 査を始めているが、翌年3月になって、日本商 事の社員8人がこの公表の直前に自社株を売却 していた疑いが報道された。公表は12日午後で あったが, 社員らは同日午前中から午後にかけ て売却していたのである。これが証券取引法で 禁じられている内部者取引、いわゆるインサイ ダー取引にあたるかどうかは微妙とされたが、 証券取引等監視委員会(以下、監視委員会とす る)が事実関係の確認を始めた120。本来,ソリ ブジンによる死亡例情報は社内的に管理されて いたはずであったが、12日までに社内で49人が 社内規定による自社株の売却申請を会社に提出 しており、これは情報が社内に漏れていたこと を示していた。また、先の8名のうち3名は事 前の売却申請なしに売却しており、これには情 報を入手できる立場にあったと思われる医薬情 報担当者(MR)も含まれていた®。さらに、 当初8名とされていた社員の株式売却者が、実 際は10月1日から12日までで80名程度に上り、 うち50名程度は12日に売却していたことが判明 する140。日本商事では、事態の責任を取って会 長が退任したり。

日本商事はその後社内調査を進めた結果,同社に死亡例が報告されてからこの情報が公開されるまでの間に自社株を売却した社員およびその家族は合わせて175人に上ったことが明らかになった¹⁶。このうち社員は164人であり,これは全社員の約7パーセントにあたる¹⁷。また後に,さらに10人程度の社員が株式を売っていたにもかかわらず,社内調査に応じず売却の事

^{6)『}日本経済新聞』平成6年3月5日夕刊。

^{7)『}北海道新聞』平成6年6月23日夕刊,『日本経済新聞』平成6年10月15日朝刊。

^{8)『}日経流通新聞』平成5年10月14日。

^{9)『}日本経済新聞』平成6年3月5日夕刊。

^{10) 『}日本経済新聞』平成6年3月9日朝刊。

^{11)『}日本経済新聞』平成5年11月25日朝刊。

^{12) 『}日本経済新聞』平成6年3月5日夕刊。

^{13) 『}日本経済新聞』 平成6年3月6日朝刊。

^{14)『}日本経済新聞』平成6年3月21日朝刊。

^{15)『}日本経済新聞』平成6年5月21日朝刊。

^{16) 『}日経流通新聞』平成6年6月23日。

^{17) 『}北海道新聞』平成6年6月23日夕刊。

実を隠していたことがわかった18。副作用情報 は、93年10月4日に開かれた新薬次課長会議を きっかけに社内に広がり、この後の各種会議が さらに情報拡散を促進したという190。また、日 本商事の販売提携先である製薬会社「エーザイ」 の社員数人も、日本商事株を副作用情報公開前 に売却していた20。

先述のように, この事例がインサイダー取引 にあたるかどうかは微妙とされていたが、監視 委員会は94年6月23日,日本商事に対して強制 調査に着手したタン。家宅捜索の対象には前副社 長である相談役の自宅も含まれていた。日本商 事は関係者の処分を決め、同相談役とやはり株 を売却していた元常務の顧問の解任を決め20, 同社社長は辞任した23)。厚生省は日本商事に対 し、岡山製薬工場の105日間の製造業務停止の 処分を下した20。また、日本製薬工業協会も日 本商事を厳重警告、エーザイを注意処分とし物、 後に日本商事を除名処分とした窓。

94年10月14日,監視委員会は証券取引法違反 (内部者取引)で計32人を大阪地検特捜部に告 発したで。この中には先の前副社長、元常務を 含む日本商事関係者27人のほか、エーザイ社員 3人、昭和薬品役員と千葉県の医師を含んでい る窓。大阪地検はこれを受けて事情聴取を始

18) 『日本経済新聞』平成6年7月2日夕刊。

め²³⁾, 11月7日には強制捜査に着手した³⁰⁾。そ して16日には、日本商事株の値下がりを見越し て空売りを行い470万円の利益を得ていた、先 述の千葉県の医師を逮捕した30。同氏は後に処 分保留のまま釈放されるが30,12月20日に在宅 のまま起訴された。また大阪地検は同日、日本 商事関係者22人,エーザイ関係者2人を略式起 訴し、大阪簡易裁判所は罰金20-50万円の略式 命令を出した。医師1人についての初公判は95 年4月に開かれ、医師は事前に情報は知らなかっ たとして起訴事実を否認したが33,96年5月に は罰金30万円の有罪とする一審判決が下った34)。 さらに97年10月には控訴審判決が下され、ここ では大阪高裁は一新判決を破棄し、大阪地裁に 差し戻している。。

16. 2 報道の論点

本事例については、報道は本事例がインサイ ダー取引として監視委員会が強制調査に入った 時点, および大阪地検が強制捜査を行った時点, およびその結果医師1名が逮捕された時点に集 中している。

このことは、日本商事のソリブジンによる死 亡例が報告された際の報道は、さして多くない ことを示している。事実、この際の事実関係は 強制調査ないし強制捜査の際に改めて報道が考 察したという面が大きく、すなわちソリブジン による死亡例は、それ自体は重大な問題である にしても、ある意味では時折みられる薬害ある いは副作用事件の1つである、という以上の扱 いを受けていない。

日本商事に対する報道の扱いも、それを物語っ ている。すなわち, 死亡例の公表時の報道は,

^{19) 『}日本経済新聞』平成6年6月25日夕刊。

^{20) 『}日本経済新聞』平成6年6月20日朝刊。

^{21)『}日本経済新聞』平成6年6月23日夕刊。

^{22) 『}日本経済新聞』平成6年6月28日朝刊。

^{23) 『}日本経済新聞』平成6年6月29日朝刊。

^{24)『}日経流通新聞』平成6年9月3日。

^{25) 『}日本経済新聞』 平成6年9月29日朝刊。

^{26) 『}日本経済新聞』 平成6年9月20日, 10月20日 朝刊。

²⁷⁾ 本事例は、監視委員会が告発した初のインサイ ダー取引事例となった。

²⁸⁾ エーザイはのちに関係者3人とその監督者3人 を処分した(『日本経済新聞』平成6年11月2 日朝刊)。また昭和薬品の当該役員は辞任し, 同社は計画していた名古屋証券取引所への上場 計画を再考することとなった。(『日本経済新聞』 平成6年11月16日朝刊)。

^{29) 『}日本経済新聞』平成6年10月27日夕刊。

^{30) 『}日本経済新聞』 平成6年11月7日夕刊。

^{31) 『}日本経済新聞』平成6年11月16日朝刊。

^{32)『}日本経済新聞』平成6年11月26日朝刊。

^{33)『}日本経済新聞』平成7年4月22日朝刊。

^{34)『}日本経済新聞』平成8年5月25日朝刊。

^{35)『}日本経済新聞』平成9年10月25日朝刊。

ソリブジンの製造発売会社である同社への批判もあったが、同社が発売に際して副作用を認識しており、警告文書も添付していたことから、批判の中心はそれをよく読まずに患者へ投与した、あるいはそのような状況にある医療現場に向けられていた傾向がある⁵⁸⁰。あるいは、重大な副作用の可能性があるにもかかわらず製造販売が認められたという、医療行政の態勢への批判も含まれた。この傾向は、インサイダー取引が問題になった後も一定程度あり⁵⁵⁰、副作用で最終的には15名もの死亡者を出すことになった本事例の薬害事件としての側面を物語っている。

そしてインサイダー取引の問題は、かかる薬 害被害者へ日本商事社員が追い打ちをかけたも の、という報道姿勢がみられる。すなわちそこ では、あくまで本事例においてインサイダー取 引は報道上従の扱いでしかない。

インサイダー取引については、主として2点の論点が見受けられる。第一は、ディスクロージャーのありかたである。本来機密であったはずの情報が、社内で漏れた情報管理の問題、そして、問題の重要性を認識した後の、その開示のありかたが問題となった。第二に、株を売買したとされる社員数に比して責任を問われた者の数が少なく、また最終的に逮捕、公判請求となったのが、日本商事の関係者ではなく、外部の医師1人だけであったことから、どこまでが証券取引法上違反となるインサイダー取引なのかが問題とされている。

16. 3 監査および監査人との関連

報道上、会計および監査に対する言及は皆無 といえる。例外的には、日本商事の業績につい ての言及が見られるが、これは、インサイダー 取引事例という点からすればしごく当然なこと であろう。事実、新薬により業績の向上を予想 していた日本商事は、本事例によって営業上も 業績上も多大な影響を受けることになる。

さて、ここで監査への言及がないのは、そもそもインサイダー取引事例と監査は関連性があるのかどうか、という根本的な問題があるからにほかならない。すなわち、インサイダー取引事例はあくまで個人の犯罪であり、したがってこれは企業不正ではない、であるならば、企業の監査を行う監査人には関連のない問題である、と考えられ得るからである。

この点については、インサイダー取引とは何かについて考察しておく必要があろう。そもそも、我が国の証券取引法においてインサイダー取引が禁止されたのは1988年と比較的最近であり、これによって違法とされ摘発された事例は日本商事が3例目ときわめて少ない。また、監視委員会が摘発したインサイダー取引事例は本事例が初めてである。このように、インサイダー取引については、我々に十分な理解も経験もないことを念頭に置く必要がある。

そもそも、インサイダー取引についてその定義は明確ではない⁸⁸⁾。我が国の証券取引法の規定に従えば、「上場会社の『会社関係者』が当該会社の業務等に関する『重要事実』を『その地位のゆえに知って』当該会社の株式等をその情報の『公表』前に取引すること」、および「『公開買付等』に関して、『公開買付者等関係者』がその『実施に関する事実または中止に関する事実』を『その地位のゆえに知って』当該株券等の買付また売付をその情報の『公表』の前に行うこと」となる⁸⁹⁾。この規定からもわかるように、インサイダー取引についてはかなり広範な内容を含む可能性があり、様々な状況が考えられる。

日本商事の事例にあっても、かかるインサイ ダー取引事例の難しさを示している。すなわち、 本事例の一審判決においては、被告の医師は医

^{36) 『}日本経済新聞』平成5年11月25日朝刊。

^{37)『}朝日新聞』平成6年6月18日朝刊。

³⁸⁾ 森田 [1991], 9頁。

³⁹⁾ 森田 [1991], 152頁, 証券取引法第190条の 2 および 3。

薬品販売会社の営業次長が93年10月12日の昼過 ぎに訪問してきた際、副作用情報の至急文書の 写しを手渡され, これに基づいて昼食時に空売 りの指示を出した、という事実が認定された⁴⁰。 このような、社外の者が偶然に得た情報によっ て行った取引をインサイダー取引としてどこま で追及できるのか、という点がまず議論になろ う。さらに、かかる例を処罰するにあたって、 一審では証券取引法第166条第1項4号を適用 したが、第二審で差し戻しとなったのは、第二 審はこの条項を適用するのではなく、同法第16 6条第2項2号イに該当する余地があるのに第 一審でこれを審理していないのは不備、という 理由からである。ここには、重要事実、すなわ ちインサイダー情報の範囲についての理解の違 いが背景にある40。このように、裁判所にして、 インサイダー取引の法律上の範囲、あるいは適 用されるべき法律上の項目について判断に迷っ ていることが理解される∜。

ところで、インサイダー取引事例は監査とどのような関わりがあるのであろうか。監査人に関連するか否か、ということからいえば、まず、監査人自身が上記の「会社関係者」となる場合がありうる。すなわち、監査人が監査を通じてを知り得た情報に基づいて自らの株式を売買す

る場合である⁴³。しかしながら,この場合は監査人の個人的犯罪ではあるが,企業の不正とはいいがたい。したがって,監査人による監査の失敗に起因するものではない。

これと同様に、インサイダー取引事例の大半は、個人がその所有する株式の売買によって利得を得るものであり、その限りではやはりこの事例の発生によって企業不正が生じたというわけではなく、監査人が監査を通じて果たさねばならない責任には入ってこないものと思われる。また、「会社関係者」には、日本商事の事例でわかるように、情報を伝え聞いた外部の医師まで含まれるとかなり拡大して解釈されており447、たとえばこの医師の行為について日本商事の監査人が責任を負うべき、とは何人も考えないであろう。

しかしながら、社員のインサイダー取引となると、その行為に直接の責任を負わないとしても、内部統制の確認という点では監査人が責を負うべき点がある。すなわち、日本商事の事例では、社内に機密情報がきわめて早い段階で拡散したことが多数のインサイダー取引関係者を生んだ。その社内の管理態勢については、監査人が関心を持つ必要がある。

さらに、役員のインサイダー取引であれば、 監査役がその監査行動によってこれを発見、防止できる可能性も出てくる。経営者不正、という概念を広くとらえるならば、将来的には会計士を含めた監査人の監査対象と考えられる可能性もあろう。しかしながら、常勤監査役はともかく、公認会計士が会計監査の中でインサイダー

⁴⁰⁾ この点について被告の医師は、情報の受け取りを否定しており、争点の1つになっている。なお、第一審判決については、「日本商事インサイダー取引事件判決」『資料版・商事法務』第163号、1997年10月、253-261頁、を参照のこと。

^{41) 『}日本経済新聞(大阪)』平成9年10月25日朝刊。

⁴²⁾なお、第二審でも、医師の情報の受け取りの事実に関しては認定している。控訴審の判決については、以下を参照のこと。「大阪高裁、日本商事株式のインサイダー取引控訴審で破棄・差し戻し判決」『商事法務』第1472号、1997年11月5日、60-62頁、「インサイダー取引に関する最近の重要判決」『商事法務』第1474号、1997年11月25日、28-29頁、「日本商事株式のインサイダー取引事件控訴審判決」『商事法務』第1474号、1997年11月25日、30-37頁、「日本商事インサイダー取引事件控訴審判決」『資料版・商事法務』第164号、1997年11月、147-157頁。

⁴³⁾ 後述の日本織物加工株式にかかる事例では、同 社第三者割当増資先企業であるユニマットの監 査役がインサイダー取引容疑で起訴されている。

⁴⁴⁾ 内部情報を意識的に「伝達」された者は内報受領者となって規制対象になるが、漏れ聞いただけでは伝達されたことにはならず、従って内報受領者とはならないとされる(森田 [1991], 160頁)。とはいえ、どこまでが内部者(インサイダー)であり、インサイダー取引なのかは、きわめて議論のある問題である(近藤 [1997])。

取引について責任を負う, という状況は, 株式 売買が短期間に行われるというインサイダー取 引の特徴からしても, きわめて希有であろう。

とはいえ、日本商事の事例のようにインサイダー取引が大規模なものになると、この事実が会社の業績に多大な影響を与えることになる。この点からすれば、監査人がインサイダー取引事例に関して果たすべき役割を否定できるものでもない。

たとえば、上記の「重要事実」開示について は監査人にも責任があろう。いうまでもなく, 監査人、特に監査役はインサイダー取引を招き かねない重要事実をいち早く知る立場にある。 日本商事の事例にあっても、副作用情報の開示 のあり方が疑問視された。日本商事の場合, 結 果としてその開示のタイミングが遅れ、その間 に多くのインサイダー取引が行われたことは否 めない。日本商事が、副作用による死亡例情報 の重要性を社内でどう判断していたかは定かで はない。また、監査役がどの段階でこの情報に 接したのかも明確ではない物。一般論になるが、 監査役は少なくとも他の役員と同時期にはこの 情報を入手できる態勢をつくっておく必要があ る。また、開示の方法にしても、日本商事はま ずは厚生省に判断を仰ぎ、 結果的に厚生省が公 表するまでは事実の公表を控えたこととなった。 しかし, 本来は自ら情報の重要度を判断し, 適 時的確に開示を行うことが企業には求められて るはずである♥。上記の判断が取締役によって なされたとすれば、監査役は、取締役とは別の 判断を行う可能性もありうる。この点で、監査 役が果たしうる役割は大きいと考えられる™。

さらに, インサイダー取引には, 会社自身が

行うものもありうる。まず、自社株式の取得について起こるものについては、商法特例法によって監査役の監査対象であることが明確である。また、取引相手の情報を知り得て、それをもとに所有の他社株式を売買する場合もある。1987年には、先物取引に失敗したタテホ化学株式を、その公表前に売却した取引銀行の阪神相互銀行の事例があり、1994年には新日本国土工業株式について、取引先の清水銀行等が自社所有株を売った事例がある。少なくとも、かくして得た利益については、当該会社の公認会計士を含めた監査人の監査対象となることは明白である。

また、合併、買収等を目的に、相場操縦を会社自身が行う場合も少なくともインサイダー取引に近い事例といえよう。ギネス(Guiness)の事例では、ディスティラース(Distillers)買収をアーギル(Argyll)と競争した際に、ギネスが自社株式価格をつり上げる工作をしていたことが問題となった⁶⁸。この事例では、ギネスの監査を担当していたプライスウォーターハウスが証憑等を確認していれば不正なつり上げ工作が発見できていたはずであるとして批判されている。また我が国でも、資金調達目的で株価操作を行ったとして相場操縦罪に問われた協同飼料の事例がある。これらの事例では、監査人の責任が問われる可能性がより大きいと考えねばならないであろう。

16. 4 本事例の特徴とその後の対応

本事例の特徴については,以下のようにまと められよう。

①大規模なインサイダー取引事例であること ②監査にとっては,インサイダー事例は「境界

⁴⁵⁾ 沼田 [1997], 172頁。

⁴⁶⁾ この点につき、情報開示を怠ったために不当に高い価額で株式を購入し損失を被ったとして、日本商事の当時の取締役ら7名を相手取った株主代表訴訟が起こされている(「日本商事株価下落損失賠償請求事件」『資料版・商事法務』第135号、1995年6月、93-98頁)。

⁴⁷⁾ 平成6年度の日本商事監査役会の監査報告書には、同社岡山製薬工場が薬事法違反による行政処分で操業停止となったことのみが記載され、取締役の不正、業務違反はなしとされている(『資料版・商事法務』第138号、1995年9月、76頁)。

⁴⁸⁾ Kochan and Pym[1987], The Guardian, 30 November 1989.

例」であること

①についていえば、本事例はここまで述べて きたように多くの関与者と強制捜査対象者を出 した事例である。1988年に証券取引法が改正さ れ物、これによりインサイダー取引が禁止され てから後に刑罰の対象となったものとしては、 1989年に日新汽船株, 1990年にマクロス株につ いて事例があった。前者は、同社の取引先の会 社社長が情報を得て株式を買い付けた事例、後 者は自社の粉飾経理の事実を知った同社取締役 が自己所有の自社株式を売却した事例である⁵⁰。 この後に牛じた事例が日本商事のものであるが. 本事例は前2例に比してその規模がきわめて大 きくかつ広いことが特徴的である。従来の事例 に比して報道の扱いも大きく、これは副作用に よって多数の死者が出たという点の社会的重要 性は否めないとしても, 結果として我が国にお いてインサイダー取引の問題点を一般に周知せ

49) この改正は、先述のタテホ化学工業株にかかわる事例を契機におこなわれた(「社説」『日本経済新聞』昭和63年2月25日朝刊、「インサイダー取引規制(17)」『日本経済新聞』昭和63年6月15日朝刊、リスク・ディフェンス研究会[1995]、121頁)。

しめる結果をもたらした事例といえる。

にもかかわらずその後、インサイダー取引事例はかなり発生している。94年には先述の新日本国土工業株⁵¹⁾、95年には日本織物加工株⁵²⁾、96年にはシントム株⁵³⁾、および鈴丹株⁵⁴⁾、の諸事例がある。このうち鈴丹の事例については、起訴された鈴丹関係者には、事件当時の鈴丹監査役および鈴丹社長の個人資産管理会社である鈴井興産の監査役も含まれている。

このことは、インサイダー取引についての理解がまだ低い結果ともいえよう。たとえば、インサイダー取引事例の持つ多様性から、自らの行為がインサイダー取引にはあたらないのではないかという誤解も多いようである。あるいは、事例の多くが略式起訴、数十万円の罰金に結果していることからわかるように、証券取引法上の罰則が必ずしも厳しくないことに起因しているとも考えられた。すなわち、証券取引法第

- 53) 同社が第三者割当増資を実施したバイテックの 社長が、これとは別に市場に流通していた株式 をバイテックおよび他2社と知人名義で購入し た事例である。この事例は、結果として情報の 公表後に株価が下がったため、むしろ当事者は 損失を被っているが、関連したバイテック社長 とバイテックを含む3法人が略式起訴されてい る(『日本経済新聞』平成8年10月17日朝刊、 平成9年5月22日朝刊)。
- 54) 同社社長らが子会社の経営悪化に関連した損失

⁵⁰⁾ 吉見 [1996]。

⁵¹⁾ 同社の取引銀行である清水銀行と取引先の丸紅 建設機械販売が、新日本国土工業の手形の不渡 り情報が公表される前に同社株を売り抜けてい るというものである。両社および両社の幹部が 監視委員会によって東京地検特捜部に告発され、 同地検は東京簡易裁判所へ略式起訴、同簡裁に よる罰金20万円から50万円の略式命令が確定し ている。本事例は、インサイダー取引について 法人の刑事責任が問われた初の事例となった (『日本経済新聞』平成7年2月11日朝刊,平成 7年3月25日朝刊,「証券取引等監視委員会, インサイダー取引の疑いで清水銀行等を東京地 検に告発」『商事法務』第1381号, 1995年2月 25日、48頁、「銀行のインサイダー取引刑事告 発」『商事法務』第1381号, 1995年 2 月25日, 51頁,「東京地検特捜部,新国土工業株インサ イダー取引事件で清水銀行等を略式起訴」『商 事法務』第1385号, 1995年4月5日, 43頁)。 なお、清水銀行の平成6年度の監査役会監査報 告書には、同社が証券取引法違反の判決を受け、

確定した旨の記載があるが、取締役の不正、業 務違反等はなしとされている(『資料版・商事 法務』第138号、1995年9月、75-76頁)。

⁵²⁾ 同社の第三者割当増資計画を知った,割当先企業ユニマットの顧問弁護士による株式買付にかかる事例である。また,同弁護士はユニマット監査役でもあった。本事例では,一審判決でインサイダー取引事例としては初の執行猶予付き懲役刑判決が下されている(菅野 [1997],上村 [1997],『日本経済新聞』平成8年8月3日朝刊,「弁護士によるインサイダー取引」『商事法務』第1432号,1996年8月25日,47頁,「東京地裁,日本織物加工株式のインサイダー取引事件で元弁護士に有罪判決」『商事法務』第1467号,1997年9月5日,47頁,「日本織物加工インサイダー取引事件判決」『資料版・商事法務』第163号,1997年10月,242-252頁)。

200条第6号によれば、内部者取引は6ヵ月以 下の懲役または50万円以下の罰金と定められて いる。「問題は、内部者取引を証券取引の公正 さに関してどれほど悪性の強い行為と考えるか によるもの 150 とはいえ、証券取引法上の罰則 規定を強化すべきではないかという議論も、日 本商事の事例以降行われるようになったち。こ の問題は、いわゆる日本版ビッグバンと呼ばれ る金融改革とも連係しており、証券取引審議会 は改革の方向の中でインサイダー取引の罰則強 化を主張している⁵⁰。この後, 同審議会はこの 罰則規定強化を先駆けて実施することにした⁵⁸⁾。 この背景には日本商事事件をはじめとする、こ こで述べたインサイダー取引事例が影響を与え ていると考えられる℠。特にここで罰則強化が 重要視されたのは、証券取引法上の従来の罰則 規定が軽すぎると考えられたためであり、その 後大蔵省が国会に提出した改正案では、罰則を 「3年以下の懲役または300万円以下の罰金」と し、さらに財産没収規定が盛り込まれたものと

処理発表前に、自己所有の自社株を売却したことにかかる事例である。本事例でも関連した4個人のほか、鈴丹社長の資産管理会社、鈴井興産も起訴されている(『日本経済新聞』平成8年12月10日朝刊、平成9年4月9日朝刊)。一審判決では当時の社長に執行猶予付き有罪判決が下され、これが確定している(『日本経済新聞』平成9年9月30日夕刊、「名古屋地裁、鈴丹株式のインサイダー取引事件で同社会長に有罪判決」『商事法務』第1473号、1997年11月15日、44-45頁、「鈴丹インサイダー取引事件判決」『資料版・商事法務』第164号、1997年11月、158-161頁)。

- 55) 神崎 [1996], 11頁。
- 56) 中村 [1994],「インサイダー取引規制見直しの 視点-日本商事株事件判決を中心として-」 『商事法務』第1440号,1996年11月25日,34-35頁。
- 57) 『日本経済新聞』平成9年6月14日朝刊。
- 58)『日本経済新聞』平成9年7月24日朝刊。
- 59) 加えて, この時期に問題となっていた, 野村証券等の総会屋への利益供与事例も少なからず影響を与えている。
- 60)『日本経済新聞』平成9年11月10日朝刊。

なった。。

②についていえば、本事例はインサイダー取 引について監査論の立場からはどう考えるべき か、困難な問題を提示しているといえよう。す なわち,一口にインサイダー取引といっても, 前節でみたごとくその内容は広範である。会社 外部の個人によるインサイダー取引もあれば, 社内の個人, 取締役ないし監査役によるものも ある。幸いにして公認会計士による事例はない が、弁護士による事例があったように企業に関 連する専門家によるものもありうる。また、法 人自身によるものもある。これらの違いにより、 関連企業の監査人に責任のない場合もあるし, あるいは監査人がなすべきこと、責任の範囲も 異なってくる。また、インサイダー取引自体に 監査人の責任はなくとも、これによって企業業 績に大きな影響を及ぼすことは十分に考えられ, その情報管理、開示にかかる監査人の責任は考 えられる。

さらに新たな問題も生じている。97年に改正された商法によって導入されたストックオプション制度では、企業が自社株を購入した上で取締役や従業員に自社株購入権を与えることができ、これはここで述べた株価操縦やインサイダー取引を誘発する可能性を持っている。ストックオプションの導入にあたっては財務諸表における開示が求められており、当然ながら監査の対象となることになる。ここまでインサイダー取引と監査の関係は、必ずしも十分な考察が行われてきたとはいえない。しかしその内容の多様性故に、各事例ごとに監査の立場から多くの論究すべき問題が含まれているといえよう。

[参考文献]

Hopt, Klaus, Insider Regulation and Timely Disclosure, Forum Internationale No.21, Kluwer Law International (Netherlands), Jan. 1996.

菅野茂徳「インサイダー取引規制と専門家の責任―専門 家摘発事例について―」『JICPAジャーナル』 第498号,1997年1月,74-76頁。

- 神崎克郎「日本商事事件の法的検討」『商事法務』第1444 号,1996年12月25日,7-11頁。
- 河合秀敏「監査役による7条監査」『税経通信』, 1996年 1月, 17-23頁。
- Kochan, N. and H. Pym, *The Guinness Affair*, Christopher Helm (Publishers) Ltd., 1987.
- 近藤光男「インサイダー取引規制の範囲と理論―O' Hagan 事件判決を中心に一」『商事法務』第1473号, 1997年11月15日, 2 - 9 頁。
- 森田章『インサイダー取引』(講談社現代新書),講談社, 1991年9月。
- 中村直人「日本商事株事件とインサイダー取引対応の見

- 直し」『**商事法務』**第1372号,1994年11月25日,7-13頁。
- 沼田準二『コーポレート・ガバナンス』(FN新書), 金融ファクシミリ新聞社, 1997年4月。
- リスク・ディフェンス研究会(編)『ファイル・企業責任事件 Vol. I』, 蝸牛社, 1995年7月。
- 上村達男「日本織物加工株式インサイダー取引事件の法 的検討」『商事法務』第1476号,1997年12月5日,2-7頁。
- 吉見宏「我が国における企業不正事例(5)」『経済学研究』(北海道大学),第46巻第2号,1996年9月,77-86頁。

北海道大学経済学部教官 研究業績一覧

(1997年度)

≪著 書≫

Dipankar Dasgupta, *The Macroeconomy*, Oxford, New Delhi, pp. 219, 1997, 12

平本 健太 『日本的経営の本流-松下幸之助の発想と戦略』(松下社会科学振興財団 日本的経営研究会編,坂下昭宣と共著) PHP研究所 289頁 1997年4月 「第4章 提携戦略」109-133頁を分担 執筆

金井 一頼 『経営戦略』(大滝精一,山田英夫,岩 田 智と共著) 有斐閣 1997年7月

小島 廣光 『非営利組織の経営――日本のボラン ティア』 北海道大学図書刊行会 256 頁 1998年 2 月

清水 一史 『ASEAN域内経済協力の政治経済学』 ミネルヴァ書房 240頁 1998年3月

寺本 義也 『日本企業のコーポレートガバナンス』 (坂井種次,西村友幸と共著) 生産性 出版 260頁 1997年9月

吉田 文和 『アジア環境白書』(寺西俊―他と共編) 東洋経済新報社 381頁 1997年11月

≪論 文≫

Dipanker Dasgupta & Meenakshi Rajeev,

"Feasibility Criteria in Monetary
Trade," The Japanese Economic
Review, 48(4), pp. 453-461, 1997,
12

浜田 康行 「政府系金融機関への期待」 『商工 金融』第47巻第 4 号 1 - 2 頁 1997 年 4 月

> 「『中小企業白書』とベンチャー企業」 同上 第47巻第9号 43-48頁 1997 年9月

「金融ビッグバンとは何か」 『北海道のどぼく』No.292 22-23頁 1997年10月

「日本版ビッグバンと協同組織金融機関の対応について」 『信用組合』第44巻第11号 4-9頁 1997年11月「たくぎんの破綻」(1)-(3) 『ゆうせい北海道』No.33-No.35 14-15頁, 12-13頁, 12-13頁, 1998年1-3月「金融ビッグバンは日本農業の将来にも関係する」 『ニューカントリー』No.528 16-18頁 1998年3月

長谷川 光 Chaturvedi, A. and Asthana, S.,
"Bayesian Analysis of the Linear
Regression Model with an Edgeworth Series Prior Distribution,"
Communications in Statistics —
Theory and Methods, 26(5), pp.
1145—1164, 1997, 5

Chaturvedi, Anoop, Chaturvedi, Ajit and Shukla, G., "Confidence Sets for the Coefficients Vector of a Linear Regression Model with Nonspherical Disturbances," *Econometric Theory*, 13(3), pp. 406-429, 1997, 6

-, Chaturvedi, A. and Asthana, S., "Bayesian Analysis of the Linear Regression Model with Nonnormal Disturbances," *The Australian Journal of Statistics*, 39(3), pp. 277-293, 1997, 12

橋本 努 「解釈と「問題主体」――チャールズ・ テイラーの「自己解釈的存在」とその対 案――」 『経済学研究』 (北海道大 学)第47巻第2号 299-315頁 1997 年9月

本田 雅子 「ヨーロッパ統合における人の域内自 由移動」 『経済学研究』 (北海道大 学)第47巻第3号 79-109頁 1997年 12月

井上 久 「カントリーリスク評価に関する研究 方法論・序説」 『経済学研究』第47 巻第1号 81-95頁 1997年6月 「「カントリーリスク評価」評価論」 同上誌 第47巻第2号 140-154頁 1997年9月

柿沢 佳秀 "Parameter Estimation and Hypothesis Testing in Stationary Vector Time Series," Statistics & Probability Letters, 33(3), pp. 225—234, 1997, 5

"Higher Order Asymptotic Theory for Discriminant Analysis in Gaussian Stationary Processes," Journal of the Japan Statistical Society, 27(1), pp. 19-35, 1997, 6 "Higher Order Bartlett Type Adjustment," Journal of Statistical Planning and Inference, 65 (2), pp. 269-280, 1997, 12

, Sato, T. and Taniguchi, M., "Large Deviation Results for Statistics of Short — and Long — Memory Gaussian Processes," Australian and New Zealand Journal of Statistics, 40(1), 1998, 3

-, Shumway, R. H. and Taniguchi,

M., "Discrimination and Clustering for Multivariate Time Series," Journal of the American Statistical Association, 93(1), 1998, 3

金井 一頼 「地域産業の活性化と地域企業の戦略 的イノベーション」 『商工金融』第 47巻第5号 21-33頁 1997年5月

蟹江 章 「監査役監査の存在意義」 『JICPA ジャーナル』第 9 巻第 4 号 36 - 37頁 1997年 4 月 「フランスの監査報告書の構造と分析」 『経済学研究』(北海道大学)第47巻第 1号 1-24頁 1997年 6 月 「フランスの会計監査役監査における 不正摘発」 同上誌 第47巻第 2 号 253-266頁 1997年 9 月

唐渡 興宣 「組織された資本主義の脱組織化」 経済理論学会編『経済理論学会年報』 第34集 295-297頁 青木書店 1997 年「9〕月 所収

菊池 誠一 「日本的フリー・キャッシュフロー把 握に関する一考察」 『経済学研究』 (北海道大学)第47巻第3号 28-57頁 1997年12月

木村 俊一 "Diffusion Models for Queues in Computer / Communication Systems," Proceedings of the 32nd Summer Symposium on Operations Research, pp. 154-163, 1997,

小出 光一 「医療保険制度の構造とメカニズム」 『経済学研究』(北海道大学)第47巻第 2号 203-224頁 1997年9月 「公的年金制度の構造とメカニズム」 同上誌 第47巻第4号 25-42頁 1998年3月

工藤 剛治 「日本企業の組織革新と社会貢献活動 に関する事例研究」 『経済学研究』 (北海道大学)第47巻第1号 43-57頁 1997年6月 「本業を通した社会貢献活動に携わる 組織構成員の動機づけと職務設計」 同上誌 第47巻第3号 66-78頁 1997年12月

「企業の社会貢献活動と組織革新」 『日本経営学会誌』第2巻 48-57頁 1998年3月

黒田 重雄 「比較マーケティングの研究方向に関する一考察」 『経済学研究』(北海道大学)第47巻第2号 84-90頁 1997年9月

「現代マーケティングの研究課題序説」 『経済学研究』(北海道大学)第47巻第 4号 1-7頁 1998年3月

町野 和夫 "Japanese Policymaking Process with Bureaucrats — A Game Theoretic Approach," *Economic Journal of Hokkaido University*, Vol. 26, pp. 89-113, 1997, 7

> 「限定合理性のゲーム理論と集合的意 志決定」 『経済学研究』(北海道大学) 第47巻第2号 239-252頁 1997年9 月

> 「限定合理的ゲームの政策決定過程モデルへの応用可能性」 同上誌 第47 巻第4号 68-82頁 1998年3月

宮本 謙介 「インドネシアの労働争議:1996年」 『アジア・アフリカ研究』第37巻第1号 2-20頁 1997年6月

> 「開発と都市労働市場――ジャカルタ 拡大首都圏の事例分析」 『経済学研 究』(北海道大学)第47巻第2号 155-175頁 1997年9月

> 「ジャカルタ首都圏の労働市場と日系 企業」 島田克美・藤井光男・小林英 夫編『現代アジアの産業発展と国際分 業』 69-90頁 ミネルヴァ書房 1997 年12月 所収

中西 聡 「幕末・明治期畿内肥料市場の展開」 『経済学研究』(北海道大学)第47巻第 2号 281-298頁 1997年9月

西部 忠 『互酬的交換と等価交換——再生産経 済体系における価格の必要性』 『経 済学研究』(北海道大学)第47巻第1号 25-42頁 1997年6月

> 「均衡・革命から動態・進化へ」 『日刊フォーラム』 94-104頁 社会 評論社 1997年7月号

> 「労働力の外部商品化・内部商品化・一般商品化・一一般商品化・「市場の内部化」による資本主義の進化」 『経済理論学会年報』第34集 143-164頁 青木書店 1997年10月

「リジョインダー: 荒川章義評『市場像の系譜学』 『経済学史学会年報』 第35号 156-157頁 1997年11月 「多層分散型市場の理論――不可逆時間,切り離し機構,価格・数量調整」

間,切り離し機構,価格・数量調整」 『進化経済学論集』第2集 進化経済学 会 1998年3月

岡部 洋實 「ヴェブレンにみる株式会社論の方法 一『営利企業の理論』における経営 者像」 『証券経済学会年報』第32号 119-129頁 1997年5月

小野 浩 「再販売価格維持の経済分析」 『経 済学研究』(北海道大学)第47巻第2号 91-104頁 1997年9月 「再販売価格維持行為に関する一考察」 同上誌 第47巻第4号 8-11頁

1998年3月

Rasoava RIJAMAMPIANINA, "Potential Contribution of Electronic Communication
Networking to Multicultural
Learning: A Prominent Tool for
Multinational Firms," Office Automation, Special Issue on Multimedia Business, 17(5), pp. 103109, 1997, 4

"The Spirit of Developing Core Competence Through Multicultural Learning: A New Management Challenge for Multinationals," Japan Academy of International Business Studies:Annual Bulletin, №3, pp. 246-252, 1997, 11
「多文化管理の研究方法論序説」

『経済学研究』(北海道大学)第47巻第

4号 192-202頁 1998年3月

佐野 博之 "Collusion Deterrence Mechanisms in Hierarchical Regulatory Contracts," *Economic Journal of Hokkaido University*, Vol.26, pp. 115-131, 1997, 7

佐々木憲介 「古典派経済学の基本前提――シーニ アとケアンズ」 『経済学研究』(北海 道大学)第47巻第2号 225-238頁 1997年9月

佐々木隆生 「スティトとネイション――近代国民 国家と世界経済の政治経済学」〔1〕, (2) 『経済学研究』(北海道大学)第 47巻第2号,3号 105-123頁,1-27頁 1997年9月,12月

関口 恭毅 「意志決定支援システムにおける問題 定義について」 『オフィス・オート メーション』第18巻第4-2 号 32-35頁 オフィスオートメーション学会 1997年

園 信太郎 「サヴェジ基礎論における術語 world について」(7) 『経済学研究』(北海 道大学)第47巻第4号 43-67頁 1998年3月

田中 愼一 「明治前期民事裁判にみる肥料経済」 (1) 『経済学研究』(北海道大学)第 47巻第2号 132-139頁 1997年9月 「農の字解」 同上誌 第47巻第4号 12-24頁 1998年3月

田中 嘉浩 「静学モデルの或る一般化について」『経済学研究』(北海道大学)第47巻第3号 58-65頁 1997年12月

寺本 義也 「ネットワークパワー」 『アエラムック:経済学がわかる』 106-109頁 朝日新聞社 1997年4月

「マルチメディアと新たなビジネスロジック」 『オフィス・オートメーション』 第17巻第5号 6-8頁 オフィスオートメーション学会 1997年4月 「ケース:キャノン株式会社」 『日本企業の経営行動』第2巻 1-30頁 有斐閣 1997年6月 所収

「人事管理・強まる経営戦略との連動」 『経営者』 18-21頁 日本経営者団体 連盟 1997年7月 所収

「ECの発展と産業社会の進化」 『オフィスオートメーション』第18巻 第4-1号 1-6頁 オフィスオー トメーション学会 1997年10月

「"異能人材"の活用と評価の多様性」 『労働法学研究法』第2117号 1-30頁 総合労働研究所 1997年12月

「連結経営革新へのパラダイム転換」 『連結経営革新研究プロジェクト委員会 報告書』 7-15頁 日本能率協会 1998年1月

「デジタル時代のサイバー・スペース 革命:社会・流通・経営への影響」(原 田 保と共著) 『Strategyえすぶり』 第70巻 2-9頁 1997年1月

「アジア型事業創造モデル構築」(清家 彰敏,小松陽一他3名と共著) 『1997 年度組織学会研究発表大会』 86-97 頁 1997年7月

「北海道の中小企業における情報化の 現状・課題・展望」(石田修一,相原基 大と共著) 『オフィスオートメーショ

『会計』

ン』第18巻第2号 88-95頁 オフィ スオートメーション学会 1997年9月

内田 和男 「利潤率とマクロ経済」 『経済学研 究』(北海道大学)第47巻第2号 124-131頁 1997年9月

Bauer Wolfgang, "Tsuingtao's Trade and Economic Development from 1898 until the End of 1920's," Transactions of the Asiatic Society of Japan, pp.1-32, Komiyama Printing Co., Tokyo, 1997

吉田 文和 「日本における土壌汚染対策と費用負 担問題! 『環境と公害』第26巻第4 号 16-22頁 1997年4月

> 「「潜在能力アプローチ」と環境問題」 『経済学研究』(北海道大学)第47巻 第2号 176-187頁 1997年9月

> "The Current State of High-Tech Pollution, "Economic Journal of Hokkaido University, Vol.26, pp. 21-44, 1997, 7

> 「A.センの潜在能力アプローチと環境 問題」 『環境倫理と市場経済』(環境 経済・政策学会年報) 97-108頁 1997 年9月

吉原 直毅 "Wealth, Exploitation and Labor Discipline in the Contemporary Capitalist Economy," Metroeconomica, 49(11), pp. 23-61, 1998, 2

吉見 宏 「地方自治体における不正と監査―― 北海道監査委員事務局の事例を中心に」 『経済学研究』(北海道大学)第47巻 第1号 96-112頁 1997年6月 「企業不正事例と規定の改訂」 同上 誌 第47巻第2号 267-280頁 1997

年9月

「我が国における企業不正事例」(8) 同上誌 第47巻第3号 155-167頁 1997年12月

「ディスクロージャーと監査の空白

――地方自治体を例として| 第153巻第1号 78-88頁 1998年1月 吉野 悦雄 「EU加盟に向けたポーランドの民営 化過程---その国家財政的背景」 本国際問題研究所編 『旧ソ連・東欧諸 国における市場経済の形成』10-23頁 日本国際問題研究所 1997年4月 「一般教育改革の後における学部間の 教育協力体制」 『高等教育ジャーナ

> ル』(北海道大学) 84-91頁 1997年 4月 「微視的制度研究の試み――比較経済 システム分析の観点から」 『研究年

報経済学』(東北大学)第59巻第4号 23-35頁 1998年1月

≪その他≫

浜田 康行 「支店経済こそ北海道経済」 イズム』第8巻第8号 12-13頁 1997年8月

> 「21世紀企業を育てる時代」 『支援 機関ネット』 5号 1頁 1997年10月 「産業クラスター構想誕生の背景と成 功への戦略」 『しゃりばり』 No.190 14-20頁 1997年12月

「起業家育成へ、動きはじめた大学ファ ンド | 『インフォーダイヤ』 No.129 1頁 1998年1月

「21世紀型ベンチャーへの期待」 『経 営者』No.614 18-19頁 1998年3月

橋本 努 「「ベスト・オブ・経済書!」への「推 薦者の言葉」」 『週刊ダイヤモンド』 1997年12月20日号 142-145頁

〔講演発言記録〕「12・14集会での発言 から」(1997, 12, 14フォーラムに於い 新聞『SENKI』 1998年1月1 て) 日号

〔新聞寄稿〕 『図書新聞』 (経済時評) 1998年1-3月

「カルト的経済倫理の時代――日

本的経営システムの代替物か」 1月7日,「オカルト的新自由主義? 一啓蒙時代の反啓蒙」1月31日, 「大蔵危機の意味 保守革命は可能か」2月28日,「経済改革の思想的争点 四つの経済思想的立場」3月28日

(書評)「20世紀の教訓 The Lesson of this Century: With Two Talks on Freedom and the Democratic State, Karl Popper interviewed by Giancarlo Bosetti, trans. by Patrick Camiller, London and New York, Routledge, pp. 196, 1997」 Popper Letter, 9(1), 1997

平本 .健太 〔テキストブック〕『テキストブック 情報リテラシー』(堀本三郎・村松郁夫 と共著) 179頁 大学生協京都事業連合 ブックプリントセンター 1997年4月

金井 一頼 〔解題〕「中小企業論」 『アエラムック:経済学がわかる』 20-21頁 朝日新聞社 1997年4月 「中小企業とネットワーク」(上),(下)『中小企業と組合』第52巻第5号,第9

9月

「構造変化にどう挑むか: その戦略的 視点」 『中小企業』第49巻第5号 36 -40頁 1997年5月

号 14-18頁, 24-28頁 1997年5月,

蟹江 章 〔新聞寄稿〕「監査役,事件解明に責任」 『日本経済新聞』(経済教室) 1997年 5 月29日

【書評】「河合秀敏編著『監査の社会的役割』」 『旬刊経理情報』 No.836 48頁 1997年11月

木村 俊一 〔研究ノート〕「拡散近似:離散と連続 のはざまで」 『オペレーションズ・ リサーチ』第42巻第 8 号 540-546頁 1997年 8 月

小島 廣光 〔辞典項目〕「職能的分権制」,「分権管

理制度」 神戸大学会計学研究室編『会計学辞典 (第5版)』 同文舘出版 1997年6月 所収

黒田 重雄 〔解説〕「大店法の規制緩和が小売業に 及ぼす影響」 『ダイカマンスリー』 第28巻第317号 1頁 1997年4月 〔書評〕「ポール・クルーグマン『クルー グマンの良い経済学・悪い経済学』 日 本経済新聞社 1997年4月30日」 JMA Marketing View, No.1, p.8, 1998, 1

宮本 謙介 「ジャカルタ首都圏のカンポン住民調査」 『インドネシア』第23号 12-14 頁 1997年5月 「インドネシア地方都市圏の成長」 『アジアの大都市』第7号 7-9頁 大阪市立大学経済研究所 1998年2月

中西 聡 〔書評〕「原 直史著『日本近世の地域 と流通』 山川出版社 1996年〕 『史学雑誌』第106巻第11号 99-108頁 1997年11月

佐野 博之, Itaya, J., "Rent-Seeking Behavior in the War of Attrition," *Discus*sion Paper Series No.43, Institute of Economic Research, Otaru University of Commerce, 1997, 10

佐々木隆生 〔エッセイ〕「国際資本移動の奔流と構造変化」 『経理情報』第320号 1頁中央経済社 1997年6月

鈴木 良治 〔辞典項目〕「能力主義管理」、「JIT システム」、「トヨティズム」、「多工程持ち」、「改善活動」、「作業長制度」、「QC活動」、「年功序列制」、「年俸制」、「内部労働市場」、「職能資格制度」、「終身雇用制」、「小ロット生産システム」、「U字型レイアウト」、他、全44項目田島壮幸監修『経営学用語辞典』 税務経理協会 1997年7月

〔書評〕「中村圭介著『日本の職場と生産システム』 東京大学出版会 1996

年12月」 『大原社会問題研究所雑誌』 第465号 58-62頁 1997年8月

田中 嘉浩 〔辞典項目〕Who's Who in Finance and Industry 30th.Ed., Marquis Who's Who, New Province, USA, 1997, 6

寺本 義也 「経営戦略の大転換――21世紀, 北海道のグランドデザイン」 『21世紀, 北海道のグランドデザイン――産業政策の大転換と産業クラスター創造戦略』(産学官研究フォーラム報告書 Vol.4) 25-29頁 1997年4月 〔講演記録〕「時代を乗り切る知恵の経営」 『月刊さっぱろ経済』1997年6月号 12-13頁 札幌商工会議所「企業が陥る錯覚の構造」 『戦略経営者』第8号 13-15頁 ㈱TKC 1997年8月

「企業組織の中で異能の人材を生かす法」 『実業の日本』 38-41頁 実業之日本社 1997年8月 「パワーミドルが企業を変える!」 『月刊人事マネジメント』 90-97頁 ㈱ワークスアプリケーションズ 1997年12月

「"異能人材"の活用と評価の多様性」
『労働法学研究会報』No.2117 1-30頁
総合労働研究所 1997年12月
「中小企業の企業戦略と規制緩和」
『規制緩和対策研究会報告書』 13-15
頁 札幌商工会議所 1997年12月
〔論説〕「異能人材の活用と評価の多様
性」(1),(2) 『LDノート』No.779,780
16-21頁,16-21頁 総合労働研究
所 1998年1月1日,1月15日
「21世紀型企業のコーポレートガバナンス」 『FUJITSU 飛翔』No.30 10-11頁 (㈱富士通「富士通飛翔」編集室
1998年1月

「21世紀優良企業とパワーミドル」

『FUJITSU, MANAGEMENT RE-VIEW』 2-9頁 ㈱富士通 経営研 究所 1998年1月

内田 和男 「地域経済の構造改革と今後の社会資本整備のあり方」 『季報ほくとう』第 45巻 34-35頁 北海道東北開発公庫 1997年7月

> 「地域開発プロジェクトの起業化支援 方策と評価方法」 『地域開発』第395 号 52-56頁 1997年8月

> 「生活からの脱却をめざして」 『運輸と経済』第58巻第3号 2-3頁 1998年3月

吉原 直毅 "A Characterization of Natural and Double Implementation in Production Economics," Osaka University ISER Discussion Paper Series No.407, 1997, 10

Goto, Reiko, "A Game from Approach to Theories of Distributive

Justice — Formalizing Needs

Principle," the same as above

Series No.453, 36p., 1997, 12

〔ディスカッション・ペーパー〕「搾取 と階級の一般理論」 同上シリーズ No.458, 18p., 1998, 3

〔ディスカッション・ペーパー〕「分配 的正義の理論への数理経済学的アプロー チ」 同上シリーズ Na459, 20p., 1998, 3

Goto, Reiko, "A Social Procedure for Choosing Fair Allocation Rules — Formalizing the Rawlsian Principles of Justice," the same as above Series No.460, 32p., 1998, 3

吉見 宏 〔新聞寄稿〕「見直されてきた路面電車 ---地下鉄に代わる交通網を」『北海 道新聞』 1997年7月6日 〔新聞寄稿〕「導入間近の国際会計基準 一海外資金調達加速も」『北海道新聞』 1997年11月2日

「わが国への LRT 導入の可能性――欧州の場合と比較して」 『鉄道ジャーナル』第31巻第12号 50-51頁 1997年12月

[座談会]「新たな地域開発の方向について」(座談会出席者 小金澤孝昭,戸田敏行,柳井雅人と) 『季報ほくとう』 第47号 10-16頁 北海道東北開発公庫 1998年1月

「地域開発と LRT (ライト・レール・トランジット)」 『地域情報』第226号 1-2頁 北海道東北開発公庫1998年2月

〔新聞寄稿〕「情報公開法ようやく制定へ ——国民監査充実の好機」 『北海道 新聞』 1998年3月8日

≪翻 訳≫

本田 雅子 「欧州委員会『単一通貨導入のための

実務的準備に関するグリン・ペーパー』 の紹介と翻訳」(1)-(3) (田中素香と共訳) (European Commission, Green Paper on the Practical Arrangements for the Introduction of the Single Currency, COM(95)333 final, Brussel, 1995) 研究年報『経済学』 (東北大学) 59(1-3) 1997 「ルイジL.パシネッティ著、佐々木隆生監訳『構造変化の経済動学――学習の経済的帰結についての理論』」(Pasinetti, Luigi L., Structural Economic Dynamics:A Theory of the Economic Consequences of Human Learning, Cambridge University Press, 1993) 日本経済評論社 1998年2月 (第IV, VII, IX 章翻訳担当)

佐々木隆生

『ルイジL.パシネッティ著『構造変化の経済動学――学習の経済的帰結についての理論』」(監訳) (Pasinetti, Luigi, L., Structural Economic Dynamics: A Theory of the Economic Consequences of Human Learning, Cambridge University Press, 1993) 日本経済評論社 1998年2月

清水 一史 『ルイジL. パシネッティ著, 佐々木 隆生監訳『構造変化の経済動学――学 習の経済的帰結についての理論』 (Pasinetti, Luigi,L., Structural

> Economic Dynamics:A Theory of the Economic Consequences of Human Learning, Cambridge University Press, 1993) 日本経済 評論社 1998年2月 (第Ⅱ, Ⅲ 章翻

訳担当)

北海道大学経済学部教官 ディスカッション・ペーパー

(1997年度)

≪Series A≫

- No.42 Yoshihide Kakizawa: "The Rate of Convergence of Estimators of the Parameter in the First-Oder Autoregressive Process," 8p., 1997, 4
- Na43 Takao Sasaki: "International Division of Labor and Capital Export in a Ricardian Model," 12p., 1997, 8
- No.44 Yasuki Sekiguchi: "A Generic Approach to Problem Specification for Mathematical Models," 25p., 1997, 8
- Na45 Yoshihiro Tanaka: "A Trust Region Method for Semi-Infinite Programming Problems," 17p., 1997, 9
- No.46 Hiromichi Shibata: "American and Japanese Work Practices," 41p., 1997. 6
- No.49 Hideo Kozumi & Hikaru Hasegawa: "A

- Bayesian Analysis of Structural Changes with an Application to Displacement Effect," 14p., 1998, 2
- No.50 Hiromichi Shibata: "The Transformation of the Wage and Performance Appraisal System at a Japanese Firm," 41p., 1998, 3
- No.51 Yoshihide Kakizawa : "On Bahadur Slopes of Rao's and Wald's Statistics," 16p., 1998, 2
- No.52 Toshikazu Kimura: "Diffusion Models for Queues in Computer/Communication Systems," 10p., 1998, 2

≪Series B≫

No.29 蟹江 章「企業の存続能力に関する情報と監 査報告書の役割」 11頁 1997年8月